

# 特記仕様書

## 第1 CSF（豚熱）への対応について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、茨城県におけるCSF対策を熟知して、適切な対応に努めること。

## 第2 調査について

- (1) 記番12、16の分収造林箇所は、一部を収穫除地とする内面積の調査である。別添図面を参照し、現地判断に迷う場合は監督職員に確認すること。  
なお、調査対象区域の内側に広葉樹等が群状的に生育する場合または点在する場合は、調査対象樹種とすること。
- (2) (1)に記載する記番以外の全域調査箇所においては、「収穫調査委託箇所の概要」の特記事項欄に基づき調査すること。ただし、調査の過程で小班の外縁付近に広葉樹等が群状に生育する場合は、当該区域を収穫除地とした立木調査、標示方法及び測量等の可否について、監督職員に確認すること。
- (3) 調査区域の標示は、区域内内縁立木外側に白ペンキ帯状1本線、外縁立木外側（区域外）に白ペンキ帯状2本線で塗布することとし、区域の内外を明瞭にすること。
- (4) 記番5、6、8～11（分収育林）については、調査区域の標示を行い、測量は省略すること。
- (5) 記番15（分収造林）については、調査区域の標示及び測量を行うこと。
- (6) 記番1、3、4、7、12、16、17（成長量プロット調査箇所）については、調査区域の標示及び測量は省略する。ただし、成長量プロットの標示及び測量は行うこと。
- (7) 記番13、14については、調査区域ごとに測量を行い、標示は両小班の間を通る作業道に面した部分のみ行うこと。ただし、成長量プロットの標示及び測量は行うこと。
- (8) 樹高標準木については、胸高部にナンバーテープにより番号を標示すること。
- (9) 記番1、3、4、7の分収育林、記番12～14、16、17の分収造林については、毎木調査に加えて成長量プロット調査を行うこと。成長量プロット調査の方法は、下記に記すとおり。  
  
ア、成長量プロットは、樹種ごとに設定し、林分の疎密度、樹種混交歩合、径級配置等を

考慮し、対象林分を代表すると認められる箇所を選定すること。

イ、地形によって生じる成長量の偏りをなくすため、沢より峰にいたる帯状となるように設定すること。

ウ、区域標示は、内縁立木の目通りに白ペンキを帯状1本線、要所に「プ」と標示すること。

エ、位置を基本図に図示し、必要に応じて周囲測量杭等からけい測するなど、区域を明らかにすること。

オ、成長量プロット内の調査は、精密毎木調査によるものとし、調査量は区域全体の毎木調査本数の5%以上とすること。調査木には全てナンバーテープを山側胸高部（測定位置中央）に2針止めで貼り付けることとし、測定位置を固定しておくこと。

また、成長量プロットは樹高測定標準地を兼ねることができる。

カ、初回の収穫調査以降に生じた被害木（枯損木等）を明確にするため、調査区域内に被害木等があった場合は、テープ等で標示しておくこと。

(10) 記番3、4、7、12、16～19については、更新関係調査を省略する。

(11) 記番3、7、12、16～19については、搬出関係調査を省略する。